



平成 24 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼最高経営責任者
奥 田 務
(コード 3086 東証、大証、名証第一部)
問合せ先責任者 経営計画事業統括部 部長
グループ広報・IR担当 窪 井 悟
(TEL 03 - 6895 - 0178)

当社子会社の元従業員による不正行為に関するお知らせ

このたび、当社子会社である株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋百貨店」といいます。）の元従業員（以下「元従業員」といいます。）が、誠に遺憾ながら、お得意様営業担当という立場を利用し、不正行為（以下「本件」といいます。）を行っていたことが判明いたしました。

当社及び大丸松坂屋百貨店では社内調査を行っていましたが、本日、愛知県警察本部に元従業員を刑事告訴いたしましたので、お知らせいたします。

お客様、株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることになりましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件の概要

大丸松坂屋百貨店の松坂屋名古屋店お得意様営業部に所属していた元従業員が、平成15年11月頃から、自らの売上実績を装うため、複数のお客様に架空売上を計上し、他のお客様からの集金代金を流用するなどにより売掛金に充当していました。また、平成16年8月頃から、自ら充当する現金を得るため、架空売上を計上した商品の一部を横領・転売しておりました。

架空売上の一部については、お支払い方法が銀行口座自動振替であるお得意様口座に計上し、複数のお客様の銀行口座から架空請求の金額を不正に引き落としておりましたが、請求書を破棄するなどの方法で発覚を免れておりました。

なお、架空売上を計上したお客様にはお詫びをし、銀行口座から不正に引き落とした金額合計約2億8千万円につきましては、昨日までに全額ご返金させていただきました。

2. 発覚した経緯

平成23年9月、元従業員が担当していたお客様から、お得意様口座のご利用額及び銀行口座引落額について不審な点があるとのお問い合わせがあったため、元従業員の直属上司及び所属部長が調査・対応しておりました。

元従業員は、巧妙に取り繕って偽装・隠蔽しておりましたが、調査を進めた結果、平成23年12月上旬になって不正を行っていたと判断するに至りました。

これをきっかけに当該お客様以外の元従業員が担当したお得意様口座についても、さらに調査いたしましたところ、不正を行っていたことが判明いたしました。

3. 本日までの対応

(1) 調査及び捜査当局への事前相談

当社及び大丸松坂屋百貨店では、本件を不正行為と断定した直後から、社内調査チームを編成し、疑わしい売上計上などについて徹底的な調査を開始いたしました。

また、本件の事案の規模、悪質性に鑑み、顧問弁護士等とも緊密な連携をとりながら慎重な対応を進めるとともに、刑事告訴を見据えて、捜査当局への事前相談も行っておりました。

(2) 元従業員の懲戒解雇及び刑事告訴

元従業員については、不正行為の一部が明確になったことから、平成24年2月14日付で懲戒解雇処分とし、本日、刑事告訴の手続を行いました。

4. 今後の対応（再発防止策の策定）

今後、本件のような不正行為を二度と起こさないよう、内部統制システムの構築を更に推し進め、全グループ社員に遵法精神の再徹底を図るとともに、コンプライアンス重視の経営を行っていく所存です。

現在、弁護士、公認会計士の外部専門家を含む調査委員会を設置し、本件の全容解明、原因究明、再発防止策の提言に向けて、取り組んでおります。調査委員会の調査結果は、まとも次第、あらためてお知らせいたします。

5. 当期業績及び過年度財務諸表に与える影響額

平成24年2月期連結決算において、現在のところ、特別損失に約2億8千万円を計上する見込みであります。なお、本件に伴う通期連結業績予想の修正はありません。

また、本件による過年度の各事業年度の財務諸表に与える影響は限定的かつ軽微であるため、過年度財務諸表の訂正は必要ないものと考えております。

本日お知らせいたしました大丸松坂屋百貨店の元従業員による不正行為につきまして、お客様、株主の皆様をはじめ関係者の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなりましたことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

当社グループの全役員及び全社員が一丸となって、信頼回復に努めてまいり所存でございますので、何とぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上